

2002年 輸出統計品目表改正

[illegible]

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）				旧（2001年）				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
（前葉より） （ij）<u>医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体</u>の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル				（前葉より） （新 設）				第30.06 項の範囲を明確化し、外科手術又は診療の際に身体と機器の間の潤滑剤等として使用されるゲルが含まれることを明らかにした
（k）<u>薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）</u>				（新 設）				薬剤廃棄物の定義を明確化

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
30.04		医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、 <u>投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）</u> 又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02 項、第30.05 項又は第30.06 項の物品を除く。） （省 略） - 第29.37 項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。） （省 略） - - <u>コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの</u>			30.04		医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、 <u>投与量にし又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02 項、第30.05 項又は第30.06 項の物品を除く。）</u> （省 略） - 第29.37 項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。） （省 略） - - <u>副^{じん}腎皮質ホルモンを含有するもの</u>			第30.04 項には、経皮投与剤の形状にしたものも含まれることを明らかにした <

2002年 輸出統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
30.06		この類の注4の医療用品 (省 略)			30.06		この類の注4の医療用品 (省 略)			第29.37 項のその他の物質をもととした避妊用化学調製品が分類されることを明らかにした 外科手術又は診療の際に身体と機器の間の潤滑剤等として用いられるゲルを特掲 薬剤廃棄物を特掲
3006.60	000	- 避妊用化学調製品（ <u>第29.37 項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。</u> ）		K G (1.1 .)	3006.60	000	- 避妊用化学調製品（ <u>ホルモン又は殺精子剤をもととしたものに限る。</u> ）		K G (1.1 .)	
3006.70	000	- <u>医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル</u>		K G (1.1 .)			(新 設)			
3006.80	000	- <u>薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）</u>		K G (1.1 .)			(新 設)			

2 0 0 2 年 輸 出 統 計 品 目 表 改 正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
32.04		有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） - 有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの （省 略）			32.04		有機合成着色料（化学的に単一であるかないかを問わない。）この類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの及び蛍光増白剤又はルミノホアとして使用する種類の合成した有機物（化学的に単一であるかないかを問わない。） - 有機合成着色料及びこの類の注3の調製品で有機合成着色料をもととしたもの （省 略）			
3204.12		- - 酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品 （省 略） （削 除）			3204.12		- - 酸性染料（金属塩にしてあるかないかを問わない。）及びこれをもととした調製品並びに媒染染料及びこれをもととした調製品 （省 略）			
	900	- - - その他のもの （省 略）		K G		200 900	- - - 媒染染料 - - - その他のもの （省 略）		K G K G	

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
34.01		<u>せつけん、有機界面活性剤及びその調製品（せつけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）</u> 、 <u>有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせつけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布</u>			34.01		<u>せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品（せつけんとして使用するもので、棒状にし、ケーキ状にし又は成型したものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）並びにせつけん又は洗浄剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙、ウォッディング、フェルト及び不織布</u>			項の範囲を拡大し、小売用にした液状又はクリーム状の界面活性剤及びその調製品を含めた
3401.30	000	(省 略) <u>- 有機界面活性剤及びその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。）</u>		K G			(省 略) (新 設)			小売用にした液状又はクリーム状の界面活性剤及びその調製品を特掲
34.02		有機界面活性剤（せつけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せつけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01 項のものを除く。）			34.02		有機界面活性剤（せつけんを除く。）並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清浄用調製品（せつけんを含有するかしないかを問わないものとし、第34.01 項のものを除く。）			
3402.20	000	(省 略) - 調製品（小売用にしたものに限る。） (省 略)		K G	3402.20	000	(省 略) - 調製品（小売用にしたものに限る。） (省 略)		K G	

2002年 輸出統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
34.04		人造ろう及び調製ろう (省 略)			34.04		人造ろう及び調製ろう (省 略)			表記の正確化
<u>3404.20</u>	<u>000</u>	<u>- ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール）のもの</u> (省 略)		<u>K G</u>	<u>3404.20</u>	<u>000</u>	<u>- ポリエチレングリコールのもの</u> (省 略)		<u>K G</u>	
35.06		調製 ^{こう} 膠着剤その他の調製 ^{こう} 接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び ^{こう} 膠着剤又は ^{こう} 接着剤としての使用に適する物品（ ^{こう} 膠着剤又は ^{こう} 接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。） (省 略)			35.06		調製 ^{こう} 膠着剤その他の調製 ^{こう} 接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び ^{こう} 膠着剤又は ^{こう} 接着剤としての使用に適する物品（ ^{こう} 膠着剤又は ^{こう} 接着剤として小売用にしたもので正味重量が1キログラム以下のものに限る。） (省 略)			表記の正確化
<u>3506.91</u>	<u>000</u>	- その他のもの <u>- - ゴム又は第39.01 項から第39.13 項までの重 合体をもととした接着剤</u> (省 略)		<u>K G</u>	<u>3506.91</u>	<u>000</u>	- その他のもの <u>- - ゴム又はプラスチック（人造樹脂を含む。） をもととした接着剤</u> (省 略)		<u>K G</u>	

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
37.02		感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。） （省 略） - その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。） （省 略） - - 幅が16ミリメートル以下のもの （削 除） （省 略）			37.02		感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。） （省 略） - その他のフィルム（カラー写真用のもの（ポリクローム）に限る。） （省 略） - - 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートル以下のもの - - 幅が16ミリメートル以下で、長さが14メートルを超えるもの （省 略）			3702.92- 000を3702.91- 000に統合
<u>3702.91</u>	<u>000</u>		<u>S M</u>	<u>M</u>	<u>3702.91</u>	<u>000</u>		<u>S M</u>	<u>M</u>	
					<u>3702.92</u>	<u>000</u>		<u>S M</u>	<u>M</u>	

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）				旧（2001年）				備考
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
第38類 各種の化学工業生産品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 （a）化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。 （1）～（3）（省略） （4） <u>2の認証標準物質</u> （5） <u>3の（a）又は（c）の物品</u> （b）（省略） （c） <u>金属、砒素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物（汚泥を含み、第26類注3（a）又は（b）の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20 項参照）</u> （d）（省略） （e）（省略） <u>2（A）第38.22 項において「認証標準物質」とは、認証することとなる特性値、精度及びその特性値を求める際に用いられた方法を示す証明書が添付されており、分析用、検定用又は標準用として適する標準物質をいう。</u> （B） <u>認証標準物質は、第28類及び第29類の物品を除くほか、第38.22 項に属するものとし、この表の他のいずれの項にも属しない。</u> <u>3</u> （省略） （次葉へ）				第38類 各種の化学工業生産品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 （a）化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。 （1）～（3）（省略） （新設） （4） <u>2の（a）又は（c）の物品</u> （b）（省略） （新設） （c）（省略） （d）（省略） （新設） <				

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）				旧（2001年）				備考
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
(前葉より) 4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。 (a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの（例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに使用済みの電池） (b) 産業廃棄物 (c) 第30類注4（k）の薬剤廃棄物 (d) 注6（a）の医療廃棄物 5 第38.25 項において「下水汚泥」とは、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすりとつたくず及び安定化されていない汚泥を含むものとし、肥料として安定化された汚泥を除く（第31類参照）。 (次葉へ)				(新 設) (新 設)				「都市廃棄物」の定義を新設 下水汚泥の定義を新設

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）				旧（2001年）				備考
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
（前葉より） 6 第38.25 項において「その他の廃棄物」とは、次の物品をいう。ただし、第38.25 項には、石油及び歴青油を主成分とする廃棄物を含まない（第27.10 項参照）。 （a）医療廃棄物（医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的行為から生ずる病原菌又は薬剤を含んでいることが多い汚染された廃棄物で、特別な廃棄処置が要求されるもの（例えば、汚染された衣類、使用済みの手袋及び注射器）をいう。） （b）有機溶剤廃棄物 （c）金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物 （d）化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる廃棄物（（b）及び（c）のものを除く。） 号注 1 第3825.41 号及び第3825.49 号において「有機溶剤廃棄物」とは、有機溶剤を主成分とするもので、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物（溶剤の回収を目的とするかしないかを問わない。）をいう。				（新 設） （新 設）				その他の廃棄物の定義を新設 「有機溶剤廃棄物」の定義を新設

2002年 輸出統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
38.17					38.17		混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第27.07 項又は第29.02 項の物品を除く。）			3817.10 号、3817.20 号を3817.00 号に統合
3817.00	000	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第27.07 項又は第29.02 項のものを除く。）		K G						
		（削 除） （削 除）				3817.10 000 3817.20 000	- 混合アルキルベンゼン - 混合アルキルナフタレン		K G K G	
38.22					38.22					第38.22 項に「認証標準物質」が分類されることを明確化
3822.00	000	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第30.02 項又は第30.06 項のものを除く。）並びに認証標準物質		K G	3822.00	000	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第30.02 項又は第30.06 項のものを除く。）		K G	
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）			38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）			第38.25 項の新設に伴い、項の規定を変更
		（省 略）					（省 略）			

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
38.25		化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる 残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市 廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注6のその他の 廃棄物					（新 設）			他の項に該当しな い化学工業（類似 の工業を含む。） の残留物、都市廃 棄物、下水汚泥及 び注6のその他の 廃棄物に関する項 を新設
3825.10	000	- 都市廃棄物		K G						
3825.20	000	- 下水汚泥		K G						
3825.30	000	- 医療廃棄物		K G						
		- 有機溶剤廃棄物								
3825.41	000	- - ハロゲン化合物		K G						
3825.49	000	- - その他のもの		K G						
3825.50	000	- 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液 の廃棄物		K G						
		- 化学工業（類似の工業を含む。）において生ず る廃棄物								
3825.61	000	- - 有機物を主成分とするもの		K G						
3825.69	000	- - その他のもの		K G						
3825.90	000	- その他のもの		K G						

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号	品 名		単 位		統計品目番号	品 名		単 位		
第39類 プラスチック及びその製品 号注 1（省 略） 2 第3920.43 号において「可塑剤」には、二次可塑剤を含む。					第39類 プラスチック及びその製品 号注 1（省 略） （新 設）					「可塑剤」には、 「二次可塑剤」も 含まれることを明 確化。
39.04		塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）			39.04		塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）			
3904.10		- <u>ポリ（塩化ビニル）</u> （他の物質と混合してないものに限る。）			3904.10		- <u>ポリ塩化ビニル</u> （他の物質と混合してないものに限る。）			
		（省 略）					（省 略）			
3904.21	000	- <u>その他のポリ（塩化ビニル）</u>		K G	3904.21	000	- <u>その他のポリ塩化ビニル</u>		K G	
3904.22		- - 可塑化してないもの			3904.22		- - 可塑化してないもの			
		- - 可塑化したもの					- - 可塑化したもの			
		（省 略）					（省 略）			
39.05		酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）			39.05		酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）			分類変更なし・表記の正確化
		- <u>ポリ（酢酸ビニル）</u>					- <u>ポリ酢酸ビニル</u>			
3905.12	000	- - 水に分散しているもの		K G	3905.12	000	- - 水に分散しているもの		K G	
3905.19	000	- - その他のもの		K G	3905.19	000	- - その他のもの		K G	
		（省 略）					（省 略）			
3905.30	000	- <u>ポリ（ビニルアルコール）</u> （加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）		K G	3905.30	000	- <u>ポリビニルアルコール</u> （加水分解してないアセテート基を含有するかしないかを問わない。）		K G	
		（省 略）					（省 略）			

2002年 輸出統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
39.06		アクリル重合体（一次製品に限る。）			39.06		アクリル重合体（一次製品に限る。）			分類変更なし・表記の正確化
3906.10		- <u>ポリ（メタクリル酸メチル）</u> （省 略）			3906.10		- <u>ポリメタクリル酸メチル</u> （省 略）			
39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。） （省 略）	39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。） （省 略）	分類変更なし・表記の正確化						
3907.60	- <u>ポリ（エチレンテレフタレート）</u> （省 略）	3907.60	- <u>ポリエチレンテレフタレート</u> （省 略）							

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
39.20		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） （省 略） - 塩化ビニルの重合体製のもの - - 可塑剤を全重量の6%以上含むもの			39.20		プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） （省 略） - 塩化ビニルの重合体製のもの - - 硬質のもの			可塑剤の含有量による号の範囲の明確化
3920.43		- - - 平板		K G	3920.41		- - - 平板		K G	
	100	- - - フィルム		K G		100	- - - フィルム		K G	
	200	- - - その他のもの		K G		200	- - - その他のもの		K G	
	900	- - その他のもの				900	- - 軟質のもの			
3920.49		- - - シートのもの		K G	3920.42		- - - シートのもの		K G	
	100	- - - フィルム		K G		100	- - - フィルム		K G	
	200	- - - その他のもの		K G		200	- - - その他のもの		K G	
	900	- アクリル重合体製のもの				900	- アクリル重合体製のもの			
3920.51	000	- - <u>ポリ（メタクリル酸メチル）</u> 製のもの （省 略） - ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの （省 略）		K G	3920.51	000	- - <u>ポリメタクリル酸メチル</u> 製のもの （省 略） - ポリカーボネート製、アルキド樹脂製、ポリアリルエステル製その他のポリエステル製のもの （省 略）		K G	
3920.62	000	- - <u>ポリ（エチレンテレフタレート）</u> 製のもの （省 略） - その他のプラスチック製のもの		K G	3920.62	000	- - <u>ポリエチレンテレフタレート</u> 製のもの （省 略） - その他のプラスチック製のもの		K G	
3920.91	000	- - <u>ポリ（ビニルブチラール）</u> 製のもの （省 略）		K G	3920.91	000	- - <u>ポリビニルブチラール</u> 製のもの （省 略）		K G	

2002年 輸出統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
39.22		プラスチック製の浴槽、シャワーバス、 <u>台所用流し</u> 、洗面台、ピデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品			39.22		プラスチック製の浴槽、シャワーバス、洗面台、ピデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品			税率変更なし・「台所用流し」は洗面台と同じく衛生用品として3922.90号ではなく3922.10号に分類することを明確化。
3922.10	000	- 浴槽、シャワーバス、 <u>台所用流し</u> 及び洗面台 (省 略)		K G	3922.10	000	- 浴槽、シャワーバス及び洗面台 (省 略)		K G	
3922.90	000	- その他のもの		K G	3922.90	000	- その他のもの		K G	
39.26		その他のプラスチック製品及び第39.01 項から第39.14 項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品 (省 略)			39.26		その他のプラスチック製品及び第39.01 項から第39.14 項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品 (省 略)			分類変更なし・「手袋」という用語の範囲の明確化
3926.20	000	- 衣類及び衣類附属品（手袋、 <u>ミトン及びミット</u> を含む。） (省 略)	D Z	K G	3926.20	000	- 衣類及び衣類附属品（手袋を含む。） (省 略)	D Z	K G	

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号	品 名			単 位	統計品目番号	品 名			単 位	
第40類 ゴム及びその製品 注 1（省 略） 2 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（e）（省 略） （f）第95類の物品（運動用の手袋、ミトン及びミット並びに第40.11 項から第40.13 項までの製品を除く。） 3～9（省 略）					第40類 ゴム及びその製品 注 1（省 略） 2 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（e）（省 略） （f）第95類の物品（運動用の手袋及び第40.11 項から第40.13 項までの製品を除く。） 3～9（省 略）					「手袋」という用語の範囲の明確化
40.09		管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。） ）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。） - 他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの 4009.11 000 - - 継手なしのもの 4009.12 000 - - 継手付きのもの - 金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの 4009.21 000 - - 継手なしのもの 4009.22 000 - - 継手付きのもの （次葉へ）					KG KG KG KG			
40.09		管及びホース（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。） ）製のものに限るものとし、継手（例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）を取り付けてあるかないかを問わない。） 4009.10 000 - 他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの（継手なしのものに限る。） 4009.20 000 - 金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの（継手なしのものに限る。） （次葉へ）					KG KG			

2002年 輸出統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
		（前葉より） - 紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維の みと組み合わせたもの			4009.30	000	- 紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維の みと組み合わせたもの（継手なしのものに限る 。）		K G	
4009.31	000	- - 継手なしのもの		K G						
4009.32	000	- - 継手付きのもの		K G						
		- 他の材料により補強し又は他の材料と組み合わ せたもの			4009.40	000	- 他の材料により補強し又は他の材料と組み合わ せたもの（継手なしのものに限る。）		K G	
4009.41	000	- - 継手なしのもの		K G						
4009.42	000	- - 継手付きのもの		K G						
					4009.50		- 継手付きのもの			
						100	- - 他の材料により補強してないもの及び他の材 料と組み合わせないもの		K G	
						900	- - その他のもの		K G	

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
40.10		コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（ 加硫したゴム製のものに限る。） （省 略） - 伝動用のベルト及びベルチング			40.10		コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（ 加硫したゴム製のものに限る。） （省 略） - 伝動用のベルト及びベルチング			V - リブ型ベルト を区別 4010.21 号,22 号 を31号,32 号,33 号,34 号に分割
<u>4010.31</u>	<u>000</u>	- - エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台 形のもの（Vベルト）のうちV - リブ型で、 円の外周が60センチメートルを超え180 セン チメートル以下のものに限る。）		<u>K G</u>	<u>4010.21</u>	<u>000</u>	- - エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台 形のもの（Vベルト）で、円周が60センチメ ートルを超え180 センチメートル以下のもの に限るものとし、溝があるかないかを問わな い。）		<u>K G</u>	
<u>4010.32</u>	<u>000</u>	- - エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台 形のもの（Vベルト）のうちV - リブ型以外 のもので、円の外周が60センチメートルを超 え180 センチメートル以下のものに限る。）		<u>K G</u>						
<u>4010.33</u>	<u>000</u>	- - エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台 形のもの（Vベルト）のうちV - リブ型で、 円の外周が180 センチメートルを超え240 セ ンチメートル以下のものに限る。）		<u>K G</u>	<u>4010.22</u>	<u>000</u>	- - エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台 形のもの（Vベルト）で、円周が180 センチ メートルを超え240 センチメートル以下のも のに限るものとし、溝があるかないかを問わ ない。）		<u>K G</u>	
<u>4010.34</u>	<u>000</u>	- - エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台 形のもの（Vベルト）のうちV - リブ型以外 のもので、円の外周が180 センチメートルを 超え240 センチメートル以下のものに限る。 ） （次葉へ）		<u>K G</u>						

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
4010.35	000	(前葉より) - - エンドレス状の同期ベルト（円の外周が60センチメートルを超え150センチメートル以下のものに限る。）		K G	4010.23	000	(前葉より) - - エンドレス状の同期ベルト（円周が60センチメートルを超え150センチメートル以下のものに限る。）		K G	ゴム製空気タイヤを、使用する車両及び機械の種類並びにリム径によって分類。 4011.91号,99号を61号,62号,63号,69号,92号,93号,94号,99号に分割
4010.36	000	- - エンドレス状の同期ベルト（円の外周が150センチメートルを超え198センチメートル以下のものに限る。）		K G	4010.24	000	- - エンドレス状の同期ベルト（円周が150センチメートルを超え198センチメートル以下のものに限る。）		K G	
4010.39	000	- - その他のもの		K G	4010.29	000	- - その他のもの		K G	
40.11		ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。） (省 略)			40.11		ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。） (省 略)			
		- その他のもの（杉綾模様その他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る。）					- その他のもの			
4011.61	000	- - 農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	K G	4011.91	000	- - 杉綾模様その他これに類するトレッドを有するもの	NO	K G	
4011.62	000	- - 建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	K G						
4011.63	000	- - 建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	NO	K G						
4011.69	000	- - その他のもの	NO	K G						
		(次葉へ)					(次葉へ)			

2002年 輸出統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
		(前葉より)					(前葉より)			更生タイヤを、用途とサイズによって分類。 4012.10 号を11号,12 号,13 号,19 号に分割
<u>4011.92</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u>								
		<u>- - 農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
<u>4011.93</u>	<u>000</u>	<u>- - 建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートル以下のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
<u>4011.94</u>	<u>000</u>	<u>- - 建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートルを超えるもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
4011.99	000	- - その他のもの	NO	KG	4011.99	000	- - その他のもの	NO	KG	
40.12		ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ			40.12		ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、 <u>交換性</u> タイヤトレッド及びタイヤフラップ			
		<u>- 更生タイヤ</u>			<u>4012.10</u>	<u>000</u>	<u>- 更生タイヤ</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
<u>4012.11</u>	<u>000</u>	<u>- - 乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
<u>4012.12</u>	<u>000</u>	<u>- - バス又は貨物自動車に使用する種類のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
<u>4012.13</u>	<u>000</u>	<u>- - 航空機に使用する種類のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
<u>4012.19</u>	<u>000</u>	<u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
		(省 略)					(省 略)			

2 0 0 2 年 輸 出 統 計 品 目 表 改 正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
40.15		衣類及び衣類附属品（手袋、 <u>ミトン及びミット</u> を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。） - <u>手袋、ミトン及びミット</u>			40.15		衣類及び衣類附属品（手袋を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。） - 手袋			分類変更なし・「手袋」という用語の範囲の明確化
4015.11	000	- - 外科用のもの	P R	K G	4015.11	000	- - 外科用のもの	P R	K G	
4015.19	000	- - その他のもの	P R	K G	4015.19	000	- - その他のもの	P R	K G	
		(省 略)					(省 略)			